

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年3月4日

【四半期会計期間】 第49期第1四半期(自 令和2年10月21日 至 令和3年1月20日)

【会社名】 株式会社キタック

【英訳名】 KITAC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中山正子

【本店の所在の場所】 新潟市中央区新光町10番地2

【電話番号】 025(281)1111

【事務連絡者氏名】 経理部長 米山正明

【最寄りの連絡場所】 新潟市中央区新光町10番地2

【電話番号】 025(281)1111

【事務連絡者氏名】 経理部長 米山正明

【縦覧に供する場所】 株式会社キタック 東京支店
(東京都台東区柳橋2丁目14番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第1四半期累計期間	第49期 第1四半期累計期間	第48期
会計期間	自 令和元年10月21日 至 令和2年1月20日	自 令和2年10月21日 至 令和3年1月20日	自 令和元年10月21日 至 令和2年10月20日
売上高 (千円)	378,147	477,834	2,838,291
経常利益又は経常損失() (千円)	51,180	30,164	265,994
当期純利益又は四半期純損失() (千円)	39,833	22,990	179,324
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	479,885	479,885	479,885
発行済株式総数 (株)	5,969,024	5,969,024	5,969,024
純資産額 (千円)	2,439,774	2,593,709	2,642,848
総資産額 (千円)	5,476,782	5,405,334	5,399,797
1株当たり当期純利益又は 四半期純損失() (円)	7.11	4.11	32.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			5.00
自己資本比率 (%)	44.5	48.0	48.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

業績の概況

当第1四半期累計期間（令和2年10月21日～令和3年1月20日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策による収束への期待と、その一方感染再拡大への懸念の中、依然として極めて厳しい経済状況となりました。海外経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、米中貿易摩擦、流動的なユーロ圏経済など、我が国の景気を更に下押しするリスクに留意が必要な状況にあります。

こうしたなか、全国的に気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に対応し国におきましては、平成30年12月に閣議決定された国土強靱化3か年緊急対策期間後の、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を令和2年12月に閣議決定しました。

当社といたしましても、「地質調査業」及び「建設コンサル業」で長年培った技術力を基盤とし、調査から設計までの一貫した総合力と環境分野も含む豊富な業務経験をもって受注機会の確保に努めてまいりましたが、当第1四半期累計期間の受注高につきましては、3億6千4百万円（前年同期比31.8%減）となりました。

一方、売上高につきましては、繰越業務の早期計上等により前年同期と比較して26.4%増の4億7千7百万円となりました。

収益状況につきましては、営業損失3千8百万円（前年同期は営業損失5千7百万円）、経常損失3千万円（同、経常損失5千1百万円）となり、四半期純損失は2千2百万円（同、四半期純損失3千9百万円）となりました。

なお、セグメント別の業績は以下のとおりであります。

（建設コンサルタント事業）

建設コンサルタント事業の当第1四半期累計期間の業績は、完成業務収入4億3千5百万円（前年同期比29.8%増）、売上総利益1億1千8百万円（同16.9%増）となりました。

（不動産賃貸等事業）

不動産賃貸等事業の当第1四半期累計期間の業績は、不動産賃貸等収入4千2百万円（前年同期比0.3%減）、売上総利益1千3百万円（同3.0%減）となりました。

売上高の季節的変動について

当社は、国、地方公共団体をはじめとする公共部門との取引が主体であり、納期等の関係から、売上高が特定の四半期に偏る傾向にある反面、経費は概ね各四半期に均等に発生することによる季節変動がみられます。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の資産合計は、54億5百万円（前事業年度末比5百万円増）となりました。

主な増減内訳は、現金及び預金（同1億2千万円増）、受取手形及び完成業務未収入金（同2億6千1百万円減）、未成業務支出金（同1億4千7百万円増）等であります。

負債合計は、28億1千1百万円（前事業年度末比5千4百万円増）となりました。

主な増減内訳は、短期借入金（同2億円増）、賞与引当金（同4千3百万円減）、長期借入金（同4千2百万円減）等であります。

純資産合計は、25億9千3百万円（前事業年度末比4千9百万円減）となりました。

主な増減内訳は、利益剰余金（同5千万円減）等であります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりませんので、記載すべき事項はありません。

(4)研究開発活動

当社は、「優れた技術を社会に提供し、社会の発展に寄与することを使命とする」という基本理念のもと、建設コンサルタントとして持続的な成長のためには、より収益性の高いソリューションの開発・提供が不可欠だと考え、「数値解析技術の活用による防災用シミュレーションシステム」の独自開発に注力しています。また、大学等との連携による共同研究開発も積極的に進めております。当第1四半期累計期間の研究開発費の執行状況は2,540千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和3年1月20日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年3月4日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	5,969,024	5,969,024	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)
計	5,969,024	5,969,024		

(注)株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和2年10月21日～ 令和3年1月20日		5,969,024		479,885		306,201

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができませんので、直前の基準日である令和2年10月20日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

令和2年10月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 368,500		権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,598,300	55,983	同上
単元未満株式	普通株式 2,224		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,969,024		
総株主の議決権		55,983	

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

【自己株式等】

令和2年10月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キタック	新潟市中央区新光町10番地2	368,500		368,500	6.17
計		368,500		368,500	6.17

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(令和2年10月21日から令和3年1月20日まで)及び第1四半期累計期間(令和2年10月21日から令和3年1月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社が存在しませんので四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年10月20日)	当第1四半期会計期間 (令和3年1月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	163,393	283,449
受取手形及び完成業務未収入金	352,384	91,278
未成業務支出金	523,712	671,294
貯蔵品	2,767	2,820
その他	26,379	31,409
貸倒引当金	876	239
流動資産合計	1,067,761	1,080,013
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	242,054	238,365
工具、器具及び備品(純額)	491,212	489,416
賃貸資産(純額)	788,496	778,122
土地	2,354,153	2,354,153
その他(純額)	52,270	53,952
有形固定資産合計	3,928,187	3,914,011
無形固定資産	81,229	71,802
投資その他の資産		
投資有価証券	206,054	207,471
繰延税金資産	73,343	81,506
その他	43,224	50,532
貸倒引当金	4	4
投資その他の資産合計	322,619	339,506
固定資産合計	4,332,036	4,325,320
資産合計	5,399,797	5,405,334
負債の部		
流動負債		
業務未払金	94,271	60,370
短期借入金	100,000	300,000
1年内返済予定の長期借入金	170,000	170,000
未払法人税等	43,631	3,189
未成業務受入金	198,408	201,953
賞与引当金	71,019	27,499
業務損失引当金	6,250	22,020
完成業務補償引当金	133	138
その他	235,467	233,580
流動負債合計	919,181	1,018,751
固定負債		
社債	750,000	750,000
長期借入金	680,000	637,500
退職給付引当金	107,256	108,105
役員退職慰労引当金	205,718	208,493
その他	94,792	88,774
固定負債合計	1,837,767	1,792,874
負債合計	2,756,949	2,811,625

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年10月20日)	当第1四半期会計期間 (令和3年1月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	479,885	479,885
資本剰余金	306,201	306,201
利益剰余金	1,969,550	1,918,557
自己株式	110,526	110,526
株主資本合計	2,645,110	2,594,116
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,261	407
評価・換算差額等合計	2,261	407
純資産合計	2,642,848	2,593,709
負債純資産合計	5,399,797	5,405,334

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 令和元年10月21日 至 令和2年1月20日)	当第1四半期累計期間 (自 令和2年10月21日 至 令和3年1月20日)
売上高	378,147	477,834
売上原価	262,609	345,578
売上総利益	115,537	132,255
販売費及び一般管理費	173,034	170,423
営業損失()	57,497	38,168
営業外収益		
受取配当金	3,872	3,872
業務受託手数料	15,338	18,194
その他	1,041	1,569
営業外収益合計	20,251	23,635
営業外費用		
支払利息	4,270	3,348
社債利息	517	446
業務受託費用	8,355	10,862
その他	790	974
営業外費用合計	13,934	15,632
経常損失()	51,180	30,164
税引前四半期純損失()	51,180	30,164
法人税、住民税及び事業税	552	552
法人税等調整額	11,898	7,725
法人税等合計	11,346	7,173
四半期純損失()	39,833	22,990

【注記事項】

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、当第1四半期会計期間において、前会計年度の有価証券報告書に記載した内容に重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自 令和元年10月21日 至 令和2年1月20日)及び当第1四半期累計期間(自 令和2年10月21日 至 令和3年1月20日)

当社は、官公庁取引が大半を占める事業の性質上、売上が第2四半期会計期間及び第4四半期会計期間に集中する傾向があり、各四半期会計期間の業績に季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 令和元年10月21日 至 令和2年1月20日)	当第1四半期累計期間 (自 令和2年10月21日 至 令和3年1月20日)
減価償却費	24,990千円	30,015千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 令和元年10月21日 至 令和2年1月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年11月28日 取締役会	普通株式	28,002	5.00	令和元年10月20日	令和2年1月16日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 令和2年10月21日 至 令和3年1月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年12月3日 取締役会	普通株式	28,002	5.00	令和2年10月20日	令和3年1月15日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 令和元年10月21日 至 令和2年1月20日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	建設コンサルタント事業	不動産賃貸等事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	335,449	42,697	378,147
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	335,449	42,697	378,147
セグメント利益	101,678	13,858	115,537

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

当第1四半期累計期間(自 令和2年10月21日 至 令和3年1月20日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	建設コンサルタント事業	不動産賃貸等事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	435,254	42,579	477,834
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	435,254	42,579	477,834
セグメント利益	118,817	13,437	132,255

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 令和元年10月21日 至 令和2年1月20日)	当第1四半期累計期間 (自 令和2年10月21日 至 令和3年1月20日)
1株当たり四半期純損失	7円11銭	4円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	39,833	22,990
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	39,833	22,990
普通株式の期中平均株式数(株)	5,600,449	5,600,449

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、令和3年1月26日開催の取締役会において、有限会社広川測量社の全株式を取得して子会社化することを決議し、令和3年1月27日付で株式譲渡契約を締結、全株式を取得し、株式会社広川測量社に組織変更しました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社広川測量社

事業の内容 測量業

企業結合を行った主な理由

長岡エリアの拠点として、相乗効果による受注増を目指すため。

企業結合日

令和3年1月27日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	59,000千円
取得原価		59,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 10,500千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) その他

当事業年度(令和3年10月期)の第2四半期会計期間より、従来の単体決算から連結決算への移行を予定しております。

2 【その他】

令和2年12月3日開催の取締役会において、令和2年10月20日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 28,002千円

1株当たりの金額 5円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 令和3年1月15日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年3月3日

株式会社キタック
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 康 宏 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キタックの令和2年10月21日から令和3年10月20日までの第49期事業年度の第1四半期会計期間（令和2年10月21日から令和3年1月20日まで）及び第1四半期累計期間（令和2年10月21日から令和3年1月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キタックの令和3年1月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められない

かどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。